

社団法人 河川ポンプ施設技術協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人河川ポンプ施設技術協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、河川ポンプ等の内水排除施設（以下、「内水排除施設」という。）に関する建設技術及び管理技術の調査研究及び開発を行うとともに、その成果の普及に努め、内水排除事業の推進に貢献することにより、国土の保全と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 内水排除施設の建設技術及び管理技術に関する調査研究及び開発
- (2) 内水排除施設の技術的基準の作成及び普及
- (3) 前2号に掲げる事業に関する業務の受託
- (4) 内水排除施設に関する技術者の養成等
- (5) 内水排除施設に関する機関誌の刊行及び資料の収集等
- (6) 内水排除施設に関する研究会、講習会等の開催
- (7) 内水排除施設に関する関係官公庁、学術団体への協力及び意見具申
- (8) 内水排除施設の技術に関する国際交流の推進
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した法人、個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名したとき

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席正会員の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員をおく。

会長 1名

理事長 1名

専務理事 1名

常務理事 1名

理事 7名以上13名以内(会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

監事 2名又は3名

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(代表者又は代表者から委任を受けた者)の中から選任する。ただし、理事のうち5名以内は正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 会長は、本協会を代表し、この法人の業務を総理する。

2 理事長は、会長を補佐し、本協会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、本協会の常務を統括する。

4 常務理事は、理事会の決定に基づき、本協会の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて本協会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること

(任 期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第14条第6項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第22条 総会は、第14条第6項第4号の規定に基づき監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第6項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第31条 理事会は、第14条第6項第4号の規定に基づき監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会等

(委員会)

第34条 理事長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第35条 本協会に顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、協会の運営に関し、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(特別会計)

第39条 本協会は、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第40条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度の終了後 3 箇月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添付するものとする。

(長期借入金)

第 43 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第 44 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 46 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号の規定によるもののほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 47 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 48 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、建設大臣の設立許可があった日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、建設大臣の認可があった日(平成11年7月28日)から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、国土交通大臣の認可があった日(平成15年7月10日)から施行する。